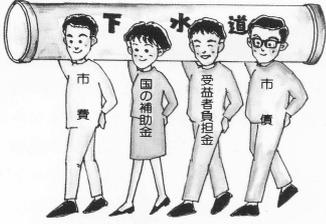


# 下水道施設をつくる受益者負担金

住みよい環境づくりを進める下水道施設を整備するには、多額の費用が必要です。この費用は、国からの補助金や地方債という借入金、地方税などの一般市費、受益者負担金などによってまかなわれています。



## 受益者負担金とは

下水道の施設は、道路や公園のように一般の公共施設とちがって、整備することによって利用できる地域の人々が限られてきます。このため、その限られた地域の人々の下水道整備に市税などの税金のみを使うと、公平な負担の原則に反することになります。

そこで、下水道の建設費の一部を下水道の整備によって利益を受ける人たちに負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが都市計画法に基づく受益者負担金の制度です。

## 納める人は

受益者負担金を納める人を「受益者」といいますが、原則として下水道が整備される区域内にある土地の所有者になります。

受益者の一例を図に示すと右のようになります。

Aの土地	Aの土地	Aの土地	Aの土地
Aの土地にAが家を建てAが住んでいる場合	Aの土地にAが家を建てCに貸している貸家アパート等の場合	Aの土地にBが家を建てBが住んでいる場合	Aの土地にBが家を建てCに貸している貸家アパート等の場合
受益者はA	受益者はA	受益者はAまたはB	

## 受益者は申告制

受益者負担金は、下水道の整備ができたところから賦課していきます。

受益者や受益面積などは、本人の申告に基づいて決定します。あらかじめ公簿で調べて土地の所有者や面積を記入した「公共下水道事業受益者申告書」を送付しますので、この内容を確認のうえ、申告してください。申告書は、5月頃に送付します。

なお、申告書を提出されないときは、内容に変更がないものとして賦課させていただきます。

また、土地の売買などにより受益者が変わったときは、新しく受益者になった人に受益者負担金を納めていただきます。このような場合や、住所変更があった場合は速やかに届けてください。

## 納める金額は

受益者負担金は、負担区や土地の広さによって異なります。

$$\text{受益者負担金総額} = \text{単位負担金額} \times \text{土地の面積(m}^2\text{)}$$

例えば、第4負担区に330㎡(約100坪)をお持ちの場合は、単位負担金額が1㎡当たり420円ですので、 $420 \text{円} \times 330 \text{㎡} = 138,600 \text{円}$ となり、負担金総額は138,600円になります。この負担金は受益を受ける土地に対して**一度限り賦課**されるものです。

## 納付の方法は

受益者負担金は、5年間・年4期の20回に分けて納めていただきます。なお、納期は右のとおりです。受益者負担金の分割納付には便利な口座振替がご利用できますので、ぜひご利用ください。

期別	納期
第1期	7月16日～7月末日
第2期	9月16日～9月末日
第3期	11月16日～11月末日
第4期	2月16日～2月末日

また、毎年第1期の納期限内に1年分または残りの全納期分をまとめて納付していただきますと、前納年度に応じて報奨金を交付します。例えば、負担金138,600円を一括前納(初年度の第1期納期限内に納付)されると26,200円の報奨金を交付します。報奨金の率は1年分で約4%、2年分で約8%、3年分で約12%、4年分で約16%、5年分で約20%です。

## 負担金の徴収猶予と減免

受益者負担金は賦課対象区域内の全ての土地に賦課されますが、土地または受益者の状況により徴収猶予や減免する場合があります。

### (1) 減免に該当する場合があるもの

公共性の高い道路、墓地、境内地、学校用地、社会福祉施設、自治会の集会所等の敷地等

※減免率は、それぞれの事由によって定められています。

### (2) 徴収猶予に該当する場合があるもの

長期営農の農地、災害・盗難等で一時的に納付が困難等

※徴収猶予後に、事由が消滅した場合には、負担金を納付していただきます。